

出金伝票【記入例】

領収書・レシートを受け取れなかった現金支出を記録するための伝票です。慶弔費（ご祝儀・香典）、自動販売機での購入、駐車料金の一部など、証憑の入手が難しい取引に使用します。

伝票No.	2026-0912-03
日付	2026年 9月 12日
支払先	(社内) 取引先の結婚祝い
勘定科目	接待交際費
金額	10,000 円
摘要	取引先〇〇社 担当者ご結婚祝い（祝儀袋・領収書入手不可）
承認者	鈴木 一郎 ㊞

■ インボイス制度上の注意（2023年10月～）

出金伝票は「証憑がない支出」を社内的に記録するための伝票として今も有効ですが、消費税の仕入税額控除の要件はインボイス制度導入で厳格化されています。

- ・ 所得税の必要経費算入：出金伝票と客観的に合理的な記載があれば、通常は経費として認められます。
- ・ 消費税の仕入税額控除：出金伝票のみでは原則として要件を満たしません。控除できるのは、自動販売機・自動サービス機による3万円未満の購入、公共交通機関の運賃（3万円未満）、出張旅費・通勤手当等、消費税法施行令第49条・同施行規則第26条の6が定める限定的なケースのみです。
- ・ 「3万円未満なら領収書不要」という旧ルールは2023年10月のインボイス制度導入で原則廃止されています。

【法的根拠】消費税法施行令第49条・同施行規則第26条の6（適格請求書等の交付を受けることが困難な課税仕入れの範囲）

出典: e-Gov法令検索 消費税法施行令 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363CO0000000360>

同法施行規則 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363M50000040053>

本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。税務・法的助言を構成するものではありません。

個別の税務判断は所轄税務署または税理士にご確認ください。